

海外安全情報（危険情報）

ウズベキスタン

2016年9月26日

【危険度】

●フェルガナ，ナマンガン及びアンディジャン各州のタジキスタン及びキルギスとの国境付近の山岳地帯（キルギス領内の飛び地ソフ及びシャヒーマルダンを含む）

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

●アフガニスタンとの国境周辺

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）

●上記を除く地域（首都タシケント市を含む）

レベル1：十分注意してください。（継続）

【ポイント】

●フェルガナ，ナマンガン及びアンディジャン各州のタジキスタン及びキルギスとの国境付近の山岳地帯（キルギス領内の飛び地ソフ及びシャヒーマルダンを含む）では，麻薬・武器等密輸業者集団の進入を防ぐために設置した地雷が埋没している可能性がありますので，渡航は止めてください。

●隣国アフガニスタンでは，テロ，外国人を狙った拉致事件が多発しており，特にアフガニスタンとの国境周辺においては，その影響で不測の事態が発生する可能性がありますので，不要不急の渡航は止めてください。

●その他地域については，経済的困窮等を背景とする窃盗犯罪が増加していますので，十分注意が必要です。

●9月2日，カリモフ大統領が死去したことにより，反政府勢力による各種デモやイスラム過激派組織によるテロの可能性がありますので，十分注意が必要です。

☆ 詳細については，以下の内容をよくお読みください。

1. 概況

（1）タジキスタン及びキルギスとの国境付近では，テロ組織や反政府組織等に対する対策の一環として，ウズベキスタン政府が多数の地雷を埋設した経緯があり，今もその一部が残されているといわれており，これらの地域に立ち入ることは非常に危険です。

（2）ウズベキスタンでは，漸進的市場経済化を目指す政府による各種経済対策の取組が行われつつある一方で，近年の出稼ぎ労働者の失業・帰国等に伴う雇用不足や生活物資・

公共料金の値上げなどにより経済的な不満が高まりつつあります。こうした状況を背景とした犯罪の増加や騒擾事件の発生が懸念されます。

また2016年9月2日にカリモフ・ウズベキスタン大統領が死去したとの発表があり、今後の政情によっては反政府勢力による各種デモや、隣国アフガニスタン北部において近年活動を活性化させているタリバンやIMU（ウズベキスタン・イスラム運動）等のイスラム過激派組織がウズベキスタン国境付近に対する攻撃を仕掛けたり、ISIL（イラク・レバントのイスラム国）等の過激思想に影響を受けた者がウズベキスタン国内において何らかのテロを起こす可能性も排除できませんので、十分に注意を払う必要があります。

（3）上記（2）に加えて、2016年7月にバングラデシュにおいて日本人が殺害されたテロ事件をはじめ、ISIL（イラク・レバントのイスラム国）等のイスラム過激派組織又はこれらの主張に影響を受けているとみられる者によるテロが世界各地で多発していることを踏まえれば、日本人や日本権益がテロを含む様々な事件に巻き込まれる危険があります。このような情勢を十分に認識し、テロ（爆発、誘拐）等の不測の事態に巻き込まれることがないように、海外安全情報、ウズベキスタン国内の報道や国際報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

（4）これまでに、ウズベキスタンにおいて日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア及びバングラデシュにおいて日本人が殺害されたテロ事件や、パリ、ブリュッセル、イスタンブール、ジャカルタ等でテロ事件が発生しています。このように、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けた者による一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生しており、日本人・日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。このような情勢を十分に認識して、誘拐、脅迫、テロ等に遭わないよう、また、巻き込まれることがないように、海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

2. 地域別情勢

（1）フェルガナ、ナマンガン及びアンディジャン各州のタジキスタン及びキルギスとの国境付近の山岳地帯（キルギス領内の飛び地ソフ及びシャヒーマルダンを含む）：レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」（継続）

ウズベキスタン政府は、反政府勢力及び麻薬・武器密売者等の国外からの侵入を防ぐため、かつてこの地域に多数の地雷を埋設しました。ウズベキスタン政府は地雷撤去を行っていますが、すべての作業は終了していません。また、国境線が入り組んだ山岳地帯であ

るこの一帯は、イスラム過激派が侵入を試みるルートとも言われています。ウズベキスタン政府も徹底した取締りや国境管理対策を行っていますが、2009年にはキルギスとの国境近くのアンディジャン市郊外で国境検問所・警察施設の襲撃事件が発生し、2010年にはタジキスタンとの国境において国境警備隊と密輸業者集団との衝突が発生しました。

この他にも2010年、2013年にキルギス領内の飛び地ソフにおいて、ウズベキスタン住民とキルギス住民との衝突が発生するなど、この地域では国境未画定等を原因とする衝突も散発的に発生しています。

現在もタジキスタン、キルギス国境地帯においては、不審者に対する当局による厳格な措置が講じられています。実際同国境付近において発砲を伴う不審者の取り締まりに関するニュースも散見されています。

については、この地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。

(2) アフガニスタンとの国境周辺：「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」
(継続)

アフガニスタン国内ではタリバーン等のイスラム過激派組織によるテロ活動が多発しており、依然として予断を許さない状況です。また、アフガニスタンの国内情勢の変化に伴い、同国との国境周辺で不測の事態が発生する可能性があります。更に、アフガニスタンからの不法越境者に対して、ウズベキスタン当局が発砲する事件も発生しています。

については、アフガニスタンとの国境周辺への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。上記の情勢にもかかわらず、やむを得ない理由で渡航せざるを得ない場合には、言葉（ロシア語、ウズベク語）の通じる信頼できるガイドを雇う、現地の最新情勢を常に把握する、警護をつける、渡航計画段階で日本国大使館やウズベキスタン側の受け入れ関係機関と連絡を取り合う等、自身の安全を十分に確保するために必要な対策を講じ、不測の事態に巻き込まれないよう細心の注意を払ってください。

(3) 上記(1)～(2)を除く地域（首都タシケント市を含む）：「レベル1：十分注意してください。」（継続）

ア これまでにウズベキスタン国内で発生したテロ関連事件は、1999年のタシケント市中心部政府庁舎及び付近での爆弾テロ、2004年のタシケント市チョルスー・バザールでの爆弾テロ事件、ブハラ市でのイスラム過激派の爆弾製造工場とみられる施設の爆発事件、タシケント市内での米国大使館、イスラエル大使館及び最高検察庁を標的とした連続自爆テロ事件、2005年のアンディジャン市での騒擾事件が挙げられます。その後、イスラム過激派勢力などによるテロを防止するため、徹底したテロ対策や取締りが行われてきましたが、2009年にタシケント市内で武装グループと治安当局との間で銃撃戦が発生するなど、依然治安情勢には十分な注意が必要です。

この地域への渡航，滞在に当たっては危険を避けて頂くため特別な注意が必要です。

なお，近年は，世界的に，より効果・影響の大きな都市部のホテルや市場など不特定多数の人々が集まるところ，いわゆるソフト・ターゲットをねらったテロ事件が発生しています。ウズベキスタンはアフガニスタンなどイスラム過激派組織の活動が活発な地域に隣接していることから，情勢の変化には十分な注意が必要です。

イ 一般犯罪では，経済的困窮，貧富の差の拡大を背景として，金品をねらう強盗，暴行，スリやひったくり等の窃盗といった事件が多発する傾向が見られます。過去には，邦人旅行者がタシケント市内のホテルで強盗殺人被害に遭うという凶悪犯罪も発生しています。

3. 渡航・滞在中の注意

滞在中は，下記の事項に十分留意して行動し，危険を避けるようにしてください。詳細は在ウズベキスタン日本大使館ホームページにある「安全対策基礎データ」「テロ・誘拐情勢」及び「ウズベキスタン滞在中のための手続き一覧」「税関申告書記載要領」等をご覧ください。また，外務省，在ウズベキスタン日本国大使館，報道等から最新の情報を入手するよう努めてください。

(1) 一般的注意事項

ア 犯罪被害

日本人の被害状況としては，夜間，ひと気の無い場所での強盗被害，空巣被害，ホテル自室内での盗難被害，バス車内や街中でのスリ，置き引き，ひったくり，両替に係る詐欺及び警察官になりすました者による窃盗被害などの報告があります。

ウズベキスタンは，首都タシケントの中心部でも，街路灯が少ないために薄暗い場所が多く，また外国人は犯罪のターゲットになりやすいことから，特に日没後の一人歩きは絶対に避けてください。

イ トラブルに巻き込まれないために

テロの標的となりやすい場所（政府・警察関連施設，公共交通機関，観光施設，ショッピングセンターや市場など不特定多数が集まる場所）に長時間滞在しないようにし，また外国人が集まるレストランの利用はできるだけ控えてください。

また，政治的集会は基本的に認められていませんが，生活困窮等を理由とする集会や抗議行動が行われる可能性もあり，こうした集会やデモ隊等に万一遭遇した場合には，混乱や巻き添えを避けるため，ただちにその場から立ち去るようにしてください。

(2) 観光旅行者，出張者の方へ

ア 地方へ旅行や出張する場合には，大使館等からお知らせする内容をご確認いただき，

可能な限り当地の状況に詳しい信頼できるガイドや通訳等を手配し、ガイド・通訳等やウズベキスタン側の受け入れ関係機関等と連絡を取り合い、安全確認を十分に行ってください。

イ 滞在登録、税関申告書及び査証期限切れに関するトラブルが多発しています。滞在登録手続きを欠かさない、査証の期限に気をつける（査証期限日を出発日にせず、ゆとりを持った旅行計画を立てるなど）、入国の際の所持金は正確に申告する（特に過少申告しない）等ご注意ください。

ウ ホテルを紹介する等と誘われ、ひと気の無い場所へ連れて行かれて金品を強奪されるといった被害が発生しています。見知らぬ人の誘いには乗らず、日没後の単独外出は避けてください。

エ バザールやバスの車内など混雑した場所や不特定多数の人が集まる場所では、ひたたくりやスリの被害が多く見られますので、これらの犯罪に巻き込まれないよう十分注意してください。

オ レストランやバザール、小規模の商店などでは値段の表示がなく、外国人に対し法外な値段を請求することがあります。あらかじめ値段を確認するなどしてください。

カ 両替について

現地通貨は「スム」で、両替できる場所は銀行やホテルにある両替所などです。米ドル、ユーロ等からの両替が可能ですが、米ドルからの両替が一般的です。

バザールや両替所の周辺では、より高額なレートを提示するいわゆるヤミ両替を持ちかけられることがあります。ヤミ両替は違法行為ですのでご注意ください。また、現地通貨「スム」から米ドル等への再両替はきわめて困難です。必要に応じてその都度両替することをお勧めします。

キ 在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者等）についても、現地での滞在予定を登録していただけるシステムとして、2014年7月1日より、外務省海外旅行登録（「たびレジ」）の運用を開始しています

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）。登録された方は、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などの受け取りが可能ですので、ぜひご活用ください。

（3）長期滞在者及び長期滞在を予定されている方へ

ア 在留届の提出

現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要なため、到着後遅滞なく在ウズベキスタン日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他の届出事項に変更が生じたとき又はウズベキスタンを出国する（一時的な旅行を除く）ときは、必ずその旨を届け出てください。なお、在留届は、在留届電子届出システム（ORR ネット：<http://www.ezairyu.mofa.go.jp>）による届出をお勧めします。また、ファックス等によっても届出を行うことができますので、在ウズベキスタン日本国大使館まで送付してください。

イ 外出する際は、所属先や知人等にあらかじめ行き先などを連絡し、携帯電話を携帯するなど、常に連絡できる態勢を維持し、非常事態に備えてください。

（4）国境を越えた子どもの連れ去り・留置に関する注意

ウズベキスタンは、国境を越えて不法に連れ去られた子の返還の仕組み等を定める「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」の締約国です。そのため、一方の親の監護権を侵害する形で子どもを常居所地国から他のハーグ条約締約国へ連れ去り又は留置した場合は、原則的に子が元の居住国に返還されることとなります。ハーグ条約についての詳細はこちらのページをご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く。）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5139

○外務省領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）3047

○外務省 海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>（携帯版）

（現地大使館連絡先）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：1-28, Sadyk Azimov St. Tashkent, 100047, Republic of Uzbekistan

電話：(998-71)120-8060～63

国外からは(国番号 998) 071-120-8060～63

特に国外の(日本を含む)携帯電話からは(+998) -71-120-8060/61/62/63

また日本の固定電話からは(0033-010-998)-71-120-8060/61/62/63

ファックス：(998-71)120-8075 又は 8077

国外からは(国番号 998) 071-120-8075 又は 8077

特に国外の(日本を含む)携帯電話からは

(国番号+998) 71-120-8075 または 8077

また日本の固定電話からは(0033-010-998)-71-120-8075 または 8077

ホームページ：<http://www.uz.emb-japan.go.jp/>